

# 「綾町におけるJAS法改正後の有機認証と総合基金制度」

The Organic Certification Systems and the Price Support Systems in Aya

北 崎 浩 嗣

## <目次>

- 1 はじめに
- 2 宮崎県綾町の自然生態系農業の推進過程と認証制度
  - (1) 綾町の現状
  - (2) 綾町の自然生態系農業への推進過程
  - (3) 綾町の条例に基づく認証の仕組み
- 3 JAS法下での綾町の有機農産物認証制度と流通状況
  - (1) JAS法による国の有機認証と自治体の対応
  - (2) 綾町の条例に基づく認証業務とJAS法による認証業務
  - (3) 綾町の有機農産物の流通状況と地産地消への対応
- 4 綾町農畜産物総合価格安定基金制度（総合基金制度）
  - (1) その制度内容と発動状況
  - (2) 総合基金制度と綾町の財政
- 5 結びにかえて

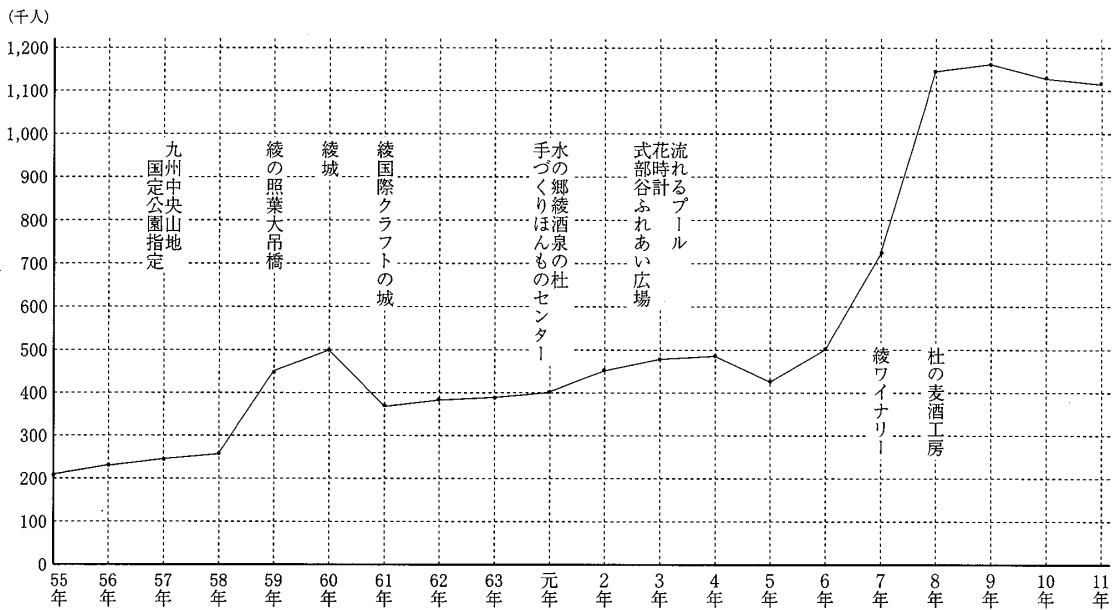
## 1 はじめに

観光シーズンの休日ともなると、何台もの大型バスが酒泉の杜の駐車場に集まり、町の中心部には、散策と買い物を楽しむ観光客で溢れる。JRも通らない人口約7600人の町なのに、小規模の自治体には不釣り合いな酒泉の杜のような豪華な観光施設があるかと思えば、その一方で照葉樹林、有機農産物、手作りの工芸品等の自然生態系をメインに打ち出したのどかな雰囲気観光地もあちこちにある<sup>(注1)</sup>。綾町の活性化の秘訣は、首長の町づくりに対する首尾一貫した強固な哲学であり、スタッフ、住民の一体化した町づくりへの支援、協力の賜物であろう。

---

<sup>(注1)</sup> 綾町への入込客数は次頁の資料1にみるように、年間約50万人だった平成6年頃から急激に増大し、平成8年には110万人を突破する。酒泉の杜は綾町の基本的コンセプトと異なるという指摘もあるが、入込客数の増大には、綾ワイナリー、杜の麦酒工房などの新施設による酒泉の杜の施設充実が大いに影響しているといわねばならない。

資料1 綾町への入込客数と主な施設設置



(出所) 綾町役場企画財政課より。

宮崎県のほぼ中央に位置するこの綾町は、1988年（昭和63年）7月16日に「綾町自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、翌年から綾町独自の認証基準をもつ有機農産物認証制度を始めた。折しも、1992年（平成4年）に農水省の農業「新政策」で環境保全型農業の推進が提起されたのを契機に、全国各地で環境保全型農業への模索が始まる。全国に先駆けた条例、町独自の認証制度、そのための町、JA、農家、住民の細かな支援体制など、町ぐるみで有機農業に取り組んできた綾町は、全国の注目を浴び、全国からの視察、研修を受けることになったのである。

綾町の自然生態系農業の推進による町づくりは、条例以前の昭和40年代、50年代から地道に行われ、条例を機に本格的な果実を生んだ<sup>(注2)</sup>。綾町のやり方を短期間で単に模倣するだけでは環境保全型農業の成功はおぼつかない。これまでの長い時間のエネルギーをかけた取り組みと地道な努力こそ、見習わなければならない点であろう。とはいえ、最近の景気低迷、輸入野菜の急増、地方財政の悪化などの逆風を受けて、綾町もその例外ではなく、がまんの時を迎えてきている。

本稿では、これまでの綾町の自然生態系農業の推進過程を簡単に振り返りながら、昨年11月から有機JAS登録認定機関にもなった綾町における有機認証制度の拡充状況と、有機農家の所得保証を目的に2年前の2000（平成12）年から施行された綾町農畜産物総合価格安定基金制度（以下、総合基金制度と略すこともある）を中心に、最近の綾町の自然生態系農業への取り組みを考察する。

認証においては、綾町の認証業務を司る有機農業開発センターが、町として有機JASの認証業務

<sup>(注2)</sup> 横川洋，福田晋「『手作りの里』の町ぐるみの有機農業運動—宮崎県綾町の自然生態系農業推進システム」(全国農業協同組合連合会，全国農業協同組合中央会編『環境保全型農業と自治体』家の光協会，2000年所収)では、綾町の成功を古くは昭和40年代からその推進過程を詳述し、①人づくりシステム②土作りシステム③生産技術指導システム④マーケティングシステム⑤旗振りシステムと五つのシステムが見事に機能し作用したものと位置付けている。

を並行して行うようになった背景とその技術的作業が明らかにされる。また、今年1月29日に報道された雪印食品事件、中国産鶏を国産地鶏と偽装した全農チキンフーズの事件等々、最近品質表示ラベルの偽造事件が頻発して起こり、消費者の品質表示への信頼性が大きく揺らいでいる。有機JASマークに対する綾町の姿勢と考え方についても検討してみたい。有機農家の所得保証については、全国でも稀有な町で行う農畜産物総合価格安定基金制度の骨組みと内容を説明しながら、議論の分かれるこの問題を考える素材としたい。

## 2 宮崎県綾町の自然生態系農業の推進過程と認証制度

### (1) 綾町の現状

まずは、綾町役場からの資料により、綾町の現状を概観したい。資料2にあるように、人口は昭和55年まで過疎地の代表のごとく、人口減少が続き、7,261人にまで減少したが、その後持ち直し、平成14年では7,616人にまで回復している。これは人口流入による社会増がもたらしたものである。産業別就業者人口は、資料3にみるように、平成12年では第1次産業25.0%、第2次産業28.0%、第3次産業47.0%となっているが、第1次産業の減少と特に林業の減少、第3次産業のうちの「他のサービス業」の増大が目立つ。農業就業者人口も確かに減少しているが、他の自治体と比較すると、その減少率は大きくない。

#### 資料2 綾町の人口の推移

	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成14年
人口	8,419	7,748	7,339	7,261	7,309	7,385	7,419	7,616
世帯数	2,045	2,023	2,096	2,159	2,258	2,396	2,564	2,762

(出所) 綾町ホームページより。

#### 資料3 産業別就業人口の推移

年	総数	第一次産業					第二次産業					第三次産業					
		農業	林業	漁業	計		鉱業	建設業	製造業	計		卸小売業	他のサービス業	公務	その他	計	
					従事者	割合				従事者	割合					従事者	割合
昭45	4,020	1,987	241	9	2,237	55.6	3	376	273	652	16.2	450	563	118	0	1,131	28.2
昭50	3,677	1,465	199	28	1,692	46.0	9	460	316	785	21.3	480	610	104	6	1,200	32.7
昭55	3,768	1,255	139	17	1,411	37.5	11	583	473	1,067	28.3	534	667	89	0	1,290	34.2
昭60	3,730	1,200	123	11	1,334	35.8	3	469	581	1,053	28.2	530	700	107	6	1,343	36.0
平2	3,881	1,065	98	4	1,167	30.1	4	606	66.5	1,275	32.8	513	823	103	0	1,439	37.1
平7	3,994	1,005	78	4	1,087	27.2	4	556	604	1,164	29.1	640	988	114	1	1,743	43.7
平12	3,883	916	53	3	972	25.0	7	538	542	1,087	28.0	591	1,107	123	3	1,824	47.0

(出所) 資料1に同じ。

資料4 農家数と農家人口

	農 家 数				農 家 率 (%)	農家人口	農業就業人口	
	総 数	専 業	第1種	第2種			総 数	うち65歳以上
昭和60年	781	226	164	391	34.6	3,169	1,293	307
平成2年	680	201	138	341	27.7	2,728	1,123	308
平成7年	642	220	146	276	24.6	2,496	1,111	398
平成12年	601	206	98	156	22.4		937	396

(出所) 昭和60年，平成2年，平成7年の数字は，綾町企画財政課からの資料の数字であり，平成12年の数字は、『2000年世界農林業センサス 宮崎県統計書（農業編）』からのものである。

(注) 平成12年の専業，第1種，第2種兼業の農家数の数字は，販売農家だけに限定しており，その場合の農家数の合計は460戸となり，601戸とはならないのでご容赦願いたい。

資料5 有機農業経営農家数

	登録農家	登録農地
平成8年	430戸	302ha
平成10年	450戸	303ha
平成11年	427戸	306ha
平成12年	420戸	300ha

(出所) 資料1に同じ。

資料6 農業粗生産額

単位：百万円

	(平成5年) 粗生産額	比率	(平成10年) 粗生産額	比率
野 菜	1,896	43.8%	1,706	38.5%
米	342	7.9%	287	6.5%
花 き	37	0.8%	103	2.3%
果 実	237	5.4%	229	5.2%
工 芸 作 物	50	1.5%	72	1.6%
耕種・その他	18	0.4%	38	0.9%
豚	787	18.1%	1,000	22.6%
肉 用 牛	428	9.9%	724	16.3%
鶏	501	11.5%	257	5.8%
畜産物・その他	26	0.6%	5	0.1%
加工農産物	7	0.1%	9	0.2%
総 計	4,329		4,430	

(出所) 資料1に同じ。

次に，農業の数字をみてみよう。農家数は資料4のとおり，平成12年で601戸である。綾町の場合，販売農家に限れば専業農家の比率が約45%と高いことが注目される。農業就業人口のうち，65歳以上の高齢者の比率は約42%であり，最近上昇している。ただ，農業就業人口の平均年齢は，58.0歳（平成12年）で，宮崎県平均の59.8歳を下回っている。また町が認定している有機農業経営農家数は，資料5の示す通り，平成12年で420戸と全農家のおおよそ3分の2ということになる。農業粗生産額についてみると，資料6の示す通り，全体で約44億円（平成10年），野菜と畜産が中心で平成5年との比較では豚や肉用牛の畜産の比率が上昇している。町財政，農業関連予算の動向については，第4章で補足したい。

資料7 綾町の自然生態系農業に関する事業（年表形式）

- ・ 1965年（昭和40年）自治公民館運動（町）
- ・ 1973年（昭和48年）一坪菜園運動（町）
- ・ 1976年（昭和51年）町と農協による青空市場（週1回）の開設
- ・ 1978年（昭和53年）し尿を液状堆肥化する自給肥料供給施設の設置（町）\*①
- ・ 同年 農業指導センター設置（町）
- ・ 同年 JA綾町産直運動開始（北九州生協と）
- ・ 1981年（昭和56年）家畜糞尿処理施設の設置（町）\*②
- ・ 1982年（昭和57年）綾豚会設立
- ・ 1983年（昭和58年）綾豚会，グリーンコープと豚肉産直始める
- ・ 同年 有機農業推進本部の設置（町）
- ・ 同年 土壌調査事業の実施（町，85年まで）
- ・ 1984年（昭和59年）あや市の開催（毎週日曜日，民間，89年まで）
- ・ 1985年（昭和60年）有機農産物栽培価格補償基金創設（町，JA綾町）
- ・ 同年 宮崎市内に産直ショップを開設（JA綾町）
- ・ 1987年（昭和62年）家庭の生ごみを有機質肥料として利用する生活雑貨コンポスト製造設置（町）\*③
- ・ 同年 肉用牛肥育センターの設置（JA綾町）
- ・ 同年 堆肥盤設置事業（92年まで）
- ・ 1988年（昭和63年）綾町自然生態系農業の推進に関する条例の設置
- ・ 1989年（平成元年）手作りほんものセンターオープン（6月）
- ・ 同年 綾町有機農業開発センター開所（7月）
- ・ 同年 有機農業推進会議の設置（町）
- ・ 1990年（平成2年）JA養豚団地造成
- ・ 同年 JA堆肥施設オープン（肥育センターと養豚団地の糞尿を処理）
- ・ 1991年（平成3年）有機農業実践振興協議会の設置（H1の有機農業実践振興会が前身）
- ・ 同年 東京太田市場へ有機野菜出荷
- ・ 1993年（平成5年）キャトルステーションの設置（JA綾町）\*④
- ・ 1995年（平成7年）マザーファームの設置（JA綾町）\*⑤
- ・ 1996年（平成8年）京都生協との産直覚書締結
- ・ 1997年（平成9年）地域資源循環活用施設（液肥工場）（\*①の新設，町）
- ・ 同年 リーリングファーム（一貫経営）の設置（JA綾町）
- ・ 同年 東京都の流通協定締結
- ・ 1998年（平成10年）綾町堆肥生産処理施設の設置（\*②や\*③の老朽化や処理能力の低下によって，\*④と\*⑤からの牛糞と生活残飯を堆肥処理する施設，町）
- ・ 同年 生物活性水・簡易尿処理プラント設置（JA綾町）
- ・ 2000年（平成12年）綾町農業の安定かつ総合的振興に関する条例の制定（3月，町）
- ・ 同年 綾町農畜産物総合価格安定基金制度の施行（4月，町）
- ・ 2001年（平成13年）有機JAS登録認定機関に認定（11月，町）

（出所）有機農業開発センター資料と他文献により著者が作成したもの。

(2) 綾町の自然生態系農業への推進過程

資料7は、綾町のこれまでの自然生態系農業に関する事業を年表形式でまとめてみたものである。これに沿って、まずは、昭和63年の条例制定に至るまでの歩みをみてみよう。

昭和41年、郷田實町長が就任して以来、自治公民館運動に見るように、人づくりの時期が始まる<sup>(注1)</sup>。住民の連帯感を養成する「結いの心」と住民の主体性や行政と住民の役割分担を認識させる「自治の心」を説きながら、町ぐるみの有機農業運動を支える地固めを図った。一坪菜園運動は農家だけでなく町全戸を対象としたもので、家ごとの自給自足、町としての自立性を養成しようとしたものであった。昭和50年代からは、有機質肥料の生産を軸とする資源リサイクルの基礎が築かれる時期である。昭和53年のし尿を液状化する自給肥料供給施設、56年の家畜糞尿処理施設がそれである。これらの施設は、62年に設置された家庭の生ごみを利活用する生活雑貨コンポスト製造装置と連携して、綾町の循環型システムを軌動に乗せる<sup>(注2)</sup>。また、50年代から60年代初頭にかけては、土作りの意識を農家に普及させた時期でもあった。町やJAの指導と支援により、3年をかけて行った土壌調査事業や昭和62年の堆肥盤設置事業がそれにあたる。また一方で、JAにより綾農産物の産直流通を模索し始めたのも50年代である。昭和53年、北九州生協と豚肉の産直活動を開始し、60年には宮崎市内に産直ショップをオープンさせるまでにこぎつけた。ただ、有機農業の本格的な取り組みが始まったのは、昭和58年の有機農業推進本部の設置をまたねばならない。それまでは綾町の農業を有機農業と明確に規定していなかった。有機農業の組織的拠点ができることによって、土作り、産直流通の成果が呼応し、本格的な有機農業の地盤が出来上がったのである。昭和60年には、有機農業に取り組もうとする農家の不安を緩和させる価格補償基金制度が誕生する。

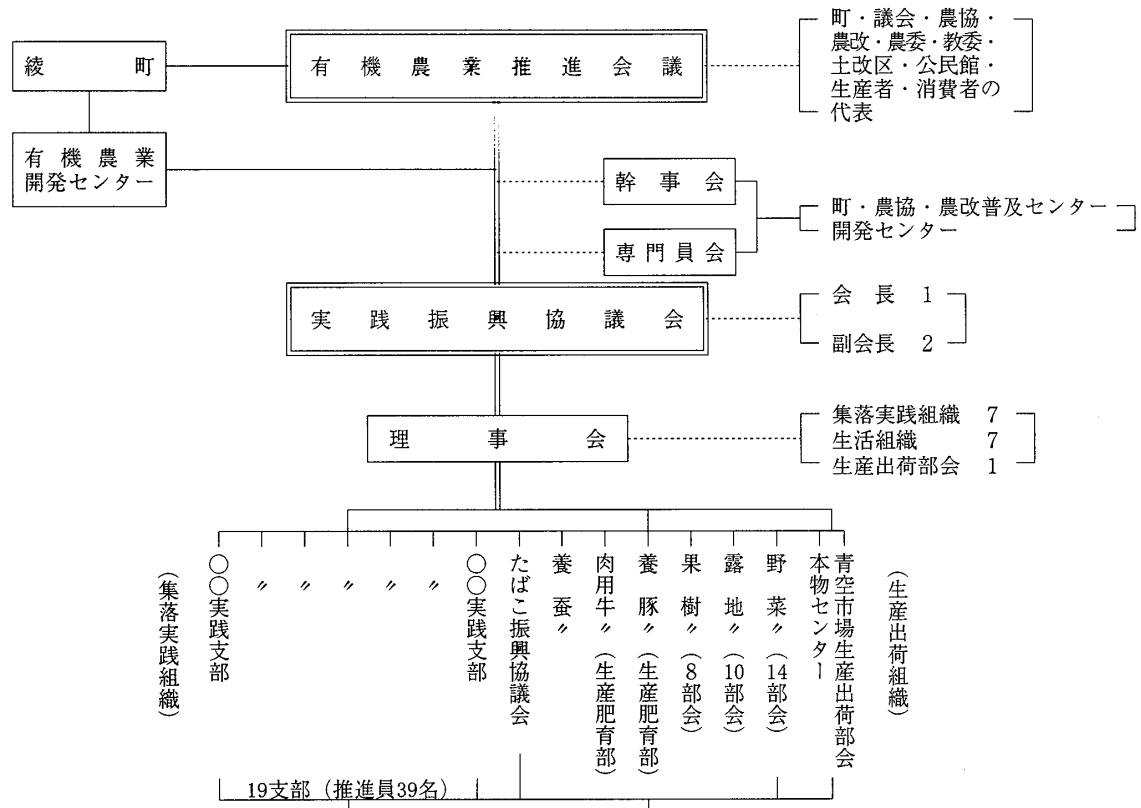
これらの長い期間の準備過程を経て、これまでの運動が昭和63年の条例制定に結実することになるが、翌年の平成元年に設置される有機農業開発センターとほんものセンターの役割は、非常に大きいものとなる。有機農業開発センターは、綾町有機農業の生産技術指導の中心的存在であり<sup>(注3)</sup>、施肥設計等の技術指導のほか、土壌分析、有機農産物の認証業務等を行う。また、第3章で述べる

<sup>(注1)</sup> かつて林業の町として成り立っていた綾町では、職方、親方といった職人社会の関係が地域社会にも根強く残り、「大世話人」が集落を取り仕切っていた。そのため町政も町議会も大世話人たちが切り盛りする土俵の上で成立していく傾向にあった。そこで郷田町長は町政の刷新と住民の町政への自立的参加を促すため、大世話人たちが集落の人たちを集めて采配をふるう場であった公民館を、逆に町が直接し切って町民への情報宣伝や合議の場に利用しようとしたのである。この経緯については、小原秀夫「その気になれば『ムラ』は変わる」風雲舎、1998年、第4章を参照のこと。

<sup>(注2)</sup> 資料はやや古いですが、当時の町の支援度合いを示すために、武藤氏が行った調査の結果を記す。し尿液状堆肥化施設は、2814万円をかけて町が建設し、年間の施用は平成3年で計3600トンである。工場の運営費が年間546万4千円であったことから、1トン当たり1512円の生産費がかかっていることになる。町はこれを1トン当たり200円で渡していた。残飯堆肥化施設においては、年間運営費は876万円9千円で、年間販売堆肥推定量は150トン、販売額は107万円5千円になることから、年間赤字額は約770万円に上ると予想される。これについては、武藤軍一郎「有機農業を通じた町おこし」(JA全中、JA全農『環境保全型農業』家の光協会)を参照のこと。

<sup>(注3)</sup> 綾町有機農業開発センターは、名前の如く町営であるが、職員出向を含めてJA綾町の支援を受けている。現在、10名(町職員2名、JA職員2名、嘱託職員4名、農畜産物総合価格制度・嘱託職員2名)の職員で構成されているが、嘱託職員の中には、農協OB、県経済連OBが4名、県農業試験場OBが1名が含まれている。平成13年度のセンター予算は、町の一般会計より支出され、8,550万円である。

資料8 有機農業推進体系組織図



(出所) 綾町「綾町における自然生態系農業推進概要」より。

ように、平成13年から有機JAS認定を行う登録認定機関の業務を、さらに第4章で述べる総合基金制度の事務運営も行うことになる。ほんものセンターについても第3章で詳述するが、綾町役場に近接する当センターの役割は、有機農業を町の中心施策とする綾町の象徴的存在となっている。

平成に入ってから歩みは、本格的な有機農業の展開のために必要な、生産指導組織の確立・拡充と共に、資源リサイクル施設の再編・新設、綾有機農産物の一層の流通推進対策に力点が置かれたといえよう。平成3年に設置された有機農業実践振興協議会は、綾町有機農業推進の実践母体となった。資料8の推進体系組織図にみるように、綾町の場合、有機農業推進会議が推進計画の策定と基本事項を決定し、その具体的推進を有機農業開発センターが担うが、その推進内容を各集落で直に実践する役割を果たすのが有機農業実践振興協議会なのである。協議会の下に、集落実践組織として、19の実践支部と生産組織がある。各支部には町長からの任命を受けた39名の推進員が配置されている。後述するように、綾町の高い評価は、この地域特性を生かしたきめの細かい推進組織が平成初頭に完成していたことにある。

資源リサイクル施設の再編・新設としては、JAによる養豚団地造成とそれに伴う堆肥施設のオープン<sup>(注4)</sup>、キャトルステーション、マザーファームの設置がある。キャトルステーションは、高齢

<sup>(注4)</sup> (注2)と同じく、武藤氏によれば、平成4年度で、堆肥センターの年間経費は計1856万円2千円、堆肥の販売額は計1230万円。年間626万円の赤字がでていたが、これはJA綾町が補填していることのことである。

畜産農家の支援を目的に、生後4ヵ月から7ヵ月間の手間のかかる子牛の肥育を、JAが安価な保育料で預かり育てる施設であり、マザーファームは、繁殖素牛の大規模飼養のための施設である。この畜産部門の振興を目的としたキャトルステーションや肥育農家から出される家畜糞尿と、家庭の生ごみとの双方を有効活用させるために、綾町堆肥生産処理施設（平成10年）が設置される。この施設は、年間、家畜糞尿1200トン、家庭残飯900トン进行处理可能で、これによって、年間684トンの堆肥が生産され、有機農家に低廉な価格で販売されることになる<sup>(注5)</sup>。平成9年の地域資源循環活用施設は、昭和53年の自給肥料供給施設が老朽化したために新設されたもので、町内では液肥工場として有名である。

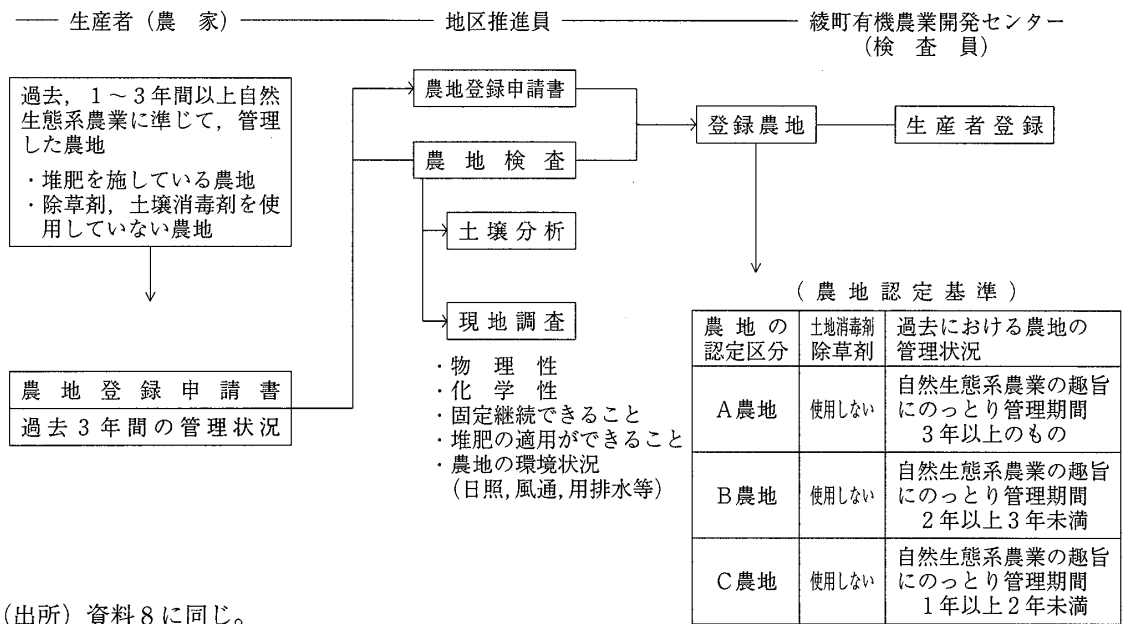
有機農産物の流通推進については、平成3年の東京太田市場への有機野菜出荷、平成8年の京生協との産直覚書締結、平成9年の東京都との流通協定締結等があるが、市場出荷がこれ以降あまり進展していないことを考えると、表立ったニュースの割には販路拡大の面で有効だったとは思えない。

そして、平成12年に総合基金制度が施行され、平成13年には有機農業開発センターが有機JAS登録認定機関の業務を開始することになるのである。この2件の詳細については、第3、4章で詳細に扱う。その前に、綾町の条例に基づく有機認証制度の特徴をまとめてみたい。

### 3) 綾町の条例に基づく認証の仕組み

綾町の有機農業運動を考察する上で、全国に先駆けて導入された町独自の認証制度の仕組みを避

#### 資料9 自然生態系農業生産者登録手順



<sup>(注5)</sup> 前出の横川、福田論文の調査では、堆肥は綾町の有機農家にバラでトン当たり6000円、袋詰10キロ当たり200円で販売されているが、施設運営費として年間740万円程度かかっているの、実際は1トン当たり1万円強かかっていることになる。

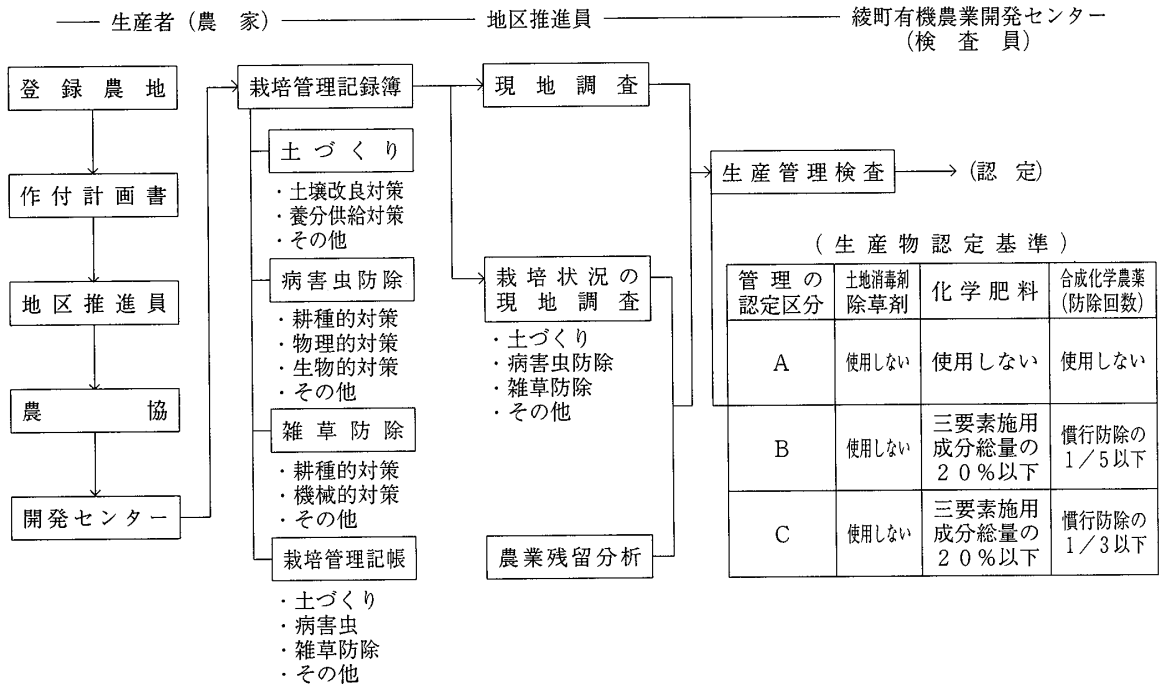


資料10 農地登録・受験申請書（抜粋）

申請地面積			農地の日照通風・排水などの環境	申請農地の過去3カ年の管理												農地認定区分 (A, B, C)	申請者印	推進員認定印	検査員確認印			
				堆肥の施用量			除草剤の使用						土壌消毒剤の使用									
				3年前	2年前	1年前	3年前		2年前		1年前		3年前		2年前					1年前		
使用		ナシ		使用		ナシ		使用		ナシ		使用		ナシ								
a	a	a	t/10 a																			

(出所) 資料8に同じ。

資料11 自然生態系農業の生産と生産管理検査基準



(出所) 資料8に同じ。

けては通れない。次章のJAS法下での有機認証との比較のためにも、綾町の条例に基づく認証の仕組みを認証に至る手順を明確にしながらかにしてみる。まず、綾町の場合、生産者登録がなされなければならない。有機農業を実践しようとする農家は、資料9にみるように、有機農業開発センターに、農地登録・受験申請書と共に農地登録を申請し、センターによる農地検査（現地調査、土壌分析）を受け、その結果判断により登録農地（有機農業登録圃場）となることことができる。その際の農地認定基準は、土壌消毒剤、除草剤を使用しないで、自然生態系農業の趣旨に則り、堆肥投入等の土作りを過去3年以上継続して管理している農地をA農地、2年以上3年未満の農地をB農地、1年以上2年未満の農地をC農地としている。資料10は、有機農業開発センターに農地登録申請のときに提出する農地登録・受験申請書の項目の抜粋である。農地の環境、3年間の施肥状況、除草剤、土壌消毒剤の使用等の管理状況を記さねばならない。と共に、申請書（農家）、推進員、



資料13 農水省のガイドラインと綾町の認証基準との組み合わせ

農地 認定基準	〔綾町の認証基準〕 生産管理認定基準			総合認定 認証シール	〔農林水産省ガイドライン〕
	化学肥料	農薬	認定		
A	A	A	A	Aゴールド	有機農産物
B	A	A	A	Bシルバー	
C	A	A	A	C銅	転換期間中有機農産物
A・B	B	A	B	Bシルバー	無農薬減化学肥料栽培農産物
C	C	A	C	C銅	
A・B	A	B	B	Bシルバー	無化学肥料減農薬栽培農産物
C	A	C	C	C銅	
A	B	B	C	Bシルバー	減農薬・減化学肥料 栽培農産物
	B	C			
B	C	B	C	C銅	
	C	C			
C	B	B	C		
	B	C			
	C	B			
	C	C			

(出所) 綾町『綾町の有機農業と有機農産物ガイド』

以上見てきたように、綾町の認証業務は、有機農業開発センター検査員、地区推進員、生産者(農家)の結びつきと三者責任により形成されている。以下、綾町の条例に基づく認証業務の特徴と感想を述べてみたい。

第一に、農地登録があつて、認証手順が始まり、農地認定が総合認定に大きく影響することから、綾町の認証は土作りに重点を置いた認証制度になっていることである。まずは土作りで、その進展具合で農薬等の使用を段階的に控えていく方法が採られている。

第二に、前述したが、認証にあたって地区推進員の役割が大きいことである。農家と身近に接している推進員の技量が問われる認証となっている。

第三に、栽培管理記録簿の作成には農家の側も多大な労力とエネルギーを割くことになり、また綾町の認証基準とその仕組みは決して甘いものではなくむしろ厳しいものである。こうした認証制度を全国に先駆けて行えたのは、価格補償制度等で農家のリスクを緩和させていたからであり、有機農業開発センターの施肥設計等にみられる技術指導に対して農家側の信頼感があったからではないだろうか。

第四に、平成5年に出された農水省の「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」は、綾町の認証から多くを学んでいることが伺える。資料13は、綾町が刊行している『綾町の有機農業と有機農産物ガイド』というパンフレットにあるもので、これによると、綾町の認証基準を農水省のガイドラインに従って区分けしているが、実際は逆で農水省が綾町のやり方の多くを取り入れたのではないかと思われる。また、認証シールの様式は、その後の自治体認証制度における認証シールの様式の原点となっていることも付記しておきたい。

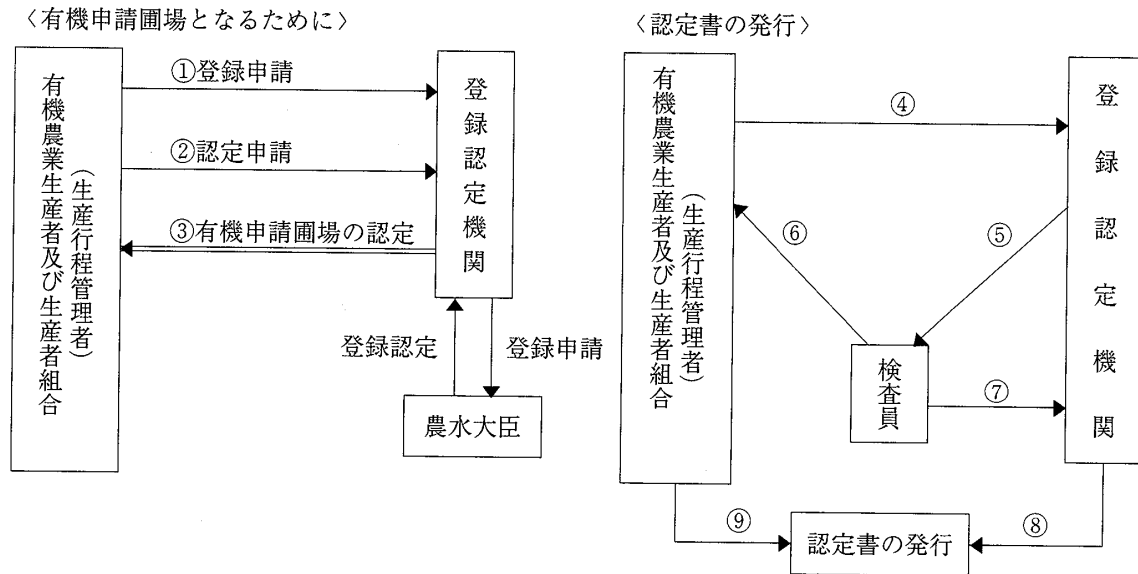
第五に、綾町の認証の最大の目的は、綾ブランドの形成にあり、有機農家の所得安定にある。有機JASの認証目的が国際基準との整合性、表示の信頼性確保という消費者側からの要望という側面

が強いことを考えると、目的そのものに大きな違いがあることを認識しておくべきである。

### 3 JAS法下での綾町の有機農産物認証制度と流通状況

#### (1) JAS法による国の有機認証と自治体の対応

#### 資料14 有機JAS認証制度の仕組み



(出所) 著者の加工による

- ① 登録申請
  - ・ 認証説明会を受講し、農地情報等の登録を行う。
  - ・ 生産管理責任者・格付け責任者を選出し、管理方針等を決定する。
- ② 認定申請
  - ・ 有機農産物の生産行程の管理及び格付けに関する講習会を、生産管理責任者、格付け責任者が受講する。
  - ・ 栽培計画書や管理方針等の必要書類を提出する。
- ③ 有機申請圃場の認定
- ④ 管理方針に基づき栽培を行いながら、各農家はその管理記録をつける。それをもとに生産行程担当者が生産行程記録を作成する。
- ⑤ 書類審査が終了したら遅滞なく、登録認定機関は検査員を現地に派遣する。
- ⑥ 検査員は、圃場や施設、機械類、生産行程管理等がJAS規格に適合しているかどうかを審査する。(現地検査)
- ⑦ 検査員は、検査報告書を作成し、登録認定機関に報告する。
- ⑧ 検査報告書に基づき、判定委員会が行われ、その結果に基づき判定が下される。
- ⑨ 格付け担当者は、事前に格付けの表示をして備えておくことができる。出荷等の記録をつけて提出する。

周知のように、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（いわゆるJAS法）が改正され、2000（平成12）年6月に、施行の運びとなり、有機農産物及び有機加工品のJAS規格（有機JAS）が定められた。これによって、2001（平成13）年4月12日から、農水大臣が認可した登録認定機関の認定を受けた生産者や製造業者でなければ、「有機」と名のつく農産物や加工食品を販売することはできなくなった。有機農産物の認証制度も改正JAS法に基づいて行われたため、簡潔に示せば、資料14のような仕組みをとることになった。

この影響を受けて、独自の認証制度を有していた自治体ではその制度変更を余儀なくされる。筆者は、前稿で有機認証の変容に伴う自治体認証制度の変遷を紹介した<sup>(注1)</sup>。都道府県レベルでは、その変容を以下の3パターンに分類した。第1にはJAS法改正下で特別栽培農産物に対するケアを第一のねらいとした制度にしたところ、第2には岐阜県、石川県のように、県自らが登録認定機関となり、有機認証に移行したところ、第3には近畿地方に特徴的な、認証表示もするがそれだけを最大の目的とせず、より広く環境保全型農業の推進事業の一環とし、表示認証基準を緩和させたところであった。

綾町の場合は、町自らが登録認定機関になったということでは、第2のパターンに位置付けられる。まだ、市町村レベルで第2のパターンをとった例はない。県レベルでの第2パターンへの移行は、近くに登録認定機関が存在せず、有機認証をうけるための検査員の旅費を含む認証料が生産農家に重くのしかかるのを避けるための県側の配慮であり、今までの独自の環境保全型農業を継続推進するための行政側の意向の反映でもあった。綾町の場合、こういった背景で第2のパターンをとることになったのであろうか。また、綾町の場合、条例に基づく認証と有機JAS認証とでは、こういった棲み分けを行っているのであろうか。

## （2）綾町の条例に基づく認証業務とJAS法による認証業務

綾町の有機農業開発センターは、条例に基づく町独自の認証を13年もの長い間行ってきたが、JAS法改正に伴う国の有機認証制度の成立により、2001（昭和13）年11月19日に、登録認定機関となった。町自体が登録認定機関になるのは、国内初めてのことである。有機農業開発センターは、綾町内を区域限定とし、有機農産物、有機食品の認定業務を行っている。認定を始めて4ヵ月目に入った2002年2月28日現在で、10戸の農家が認定を受けている<sup>(注1)</sup>。講習会には、約140戸の農家

---

<sup>(注1)</sup> 拙稿「有機農産物への消費者意識（その2）－有機表示・認証制度の現状と問題点を中心に－」鹿児島大学経済学会『経済学論集』第54号、2001年3月を参照。

<sup>(注1)</sup> ちなみに、他の登録認定機関での認定状況を第30回日本有機農業研究会全国大会の報告資料で示せば以下のようなになる。鹿児島有機農業協会で（2000年12月1日に申請受付）、2002年2月1日現在で認定件数148件（うち生産行程管理者114件、製造業者20件、小分け業者14件）である。生産行程管理者114件のうち、県外は10件ある。愛媛県有機農業研究会（2000年10月1日から申請受付）で、2001年12月31日現在で認定件数92件（うち生産行程管理者81件、製造業者7件、小分け業者4件）である。生産行程管理者81件のうち、県外は11件ある。鹿児島有機農業協会の認定数は全国でも最も高い部類に属するが、綾町の場合、講習会参加者に近い数の申請があれば、相当の数になると思われる。

資料15 綾町有機農業センターにおける有機JAS認定手数料

項 目	区 分	手 数 料 額
生産行程管理者認定手数料	1件につき	3,000円
農地検査手数料	1圃場につき	2,000円
小分け業者認定手数料	1件につき	24,000円
製造業者認定手数料	1件につき	24,000円

(出所) 資料8に同じ。

が参加し、農家の有機JASへの意識の高さを示している。まだ、認定農家が少ないのは、書類作成が面倒なため申請が遅れているからのようである。有機農業開発センターは、これまでの条例に基づく認証業務とJAS法に基づく登録認定機関としての認証業務を二本立てで並行して行うことになったのである。検査員については、これまでの条例に基づく有機農業開発センターの検査員（現在2名）と、登録認定機関としての検査員（現在4名）とは区別されている。認証料については資料15で示されているように、生産行程管理者認定手数料は、1件につき3,000円、農地検査手数料は、1圃場につき2,000円であり、綾町の場合、農家1戸当たり平均13,000円くらいになるという。これは、他の認定登録機関の場合、3万円をこえることを考えると、破格の安さであると考えられる<sup>(注2)</sup>。これは後でも述べるが、綾町の場合、これまでの実績と蓄積があるために条例に基づく認証業務とJAS法による有機認証業務が全く別個の業務とはなっておらず、条例に基づく認証業務での農家データを生かしながら、JAS法による認証業務が行えたからである。

地域認証の先駆的立場であり、条例に基づく町独自の有機認証に成功し、綾ブランドが形成していると思われる綾町で、なぜ新たにJAS法に基づく有機認証に取り組むことになったのであろうか。それは、認定手数料のところで説明したように、綾町の場合には長年の条例に基づく認証の取り組みにおいて農家データはもとよりソフト面でも多くの蓄積があり、破格の認定手数料で有機認証を行う体力があったからである。しかし、もう一方で、大手販売先の生協や生産者である有機農家からも要望があったのである。これまでの産直を中心とした流通では、認証マークはそれほど重要ではなかったが、近い将来他のスーパー等に有機JASマークで売られる有機農産物が増えてくれば、例えば生協としても安閑としてはいられないし、マークは重要でないとはいいきれない。販売先においては、他店との競合という意味では、たとえ綾有機農産物といっても有機JASマークが付いていることにこしたことはないのである。生産者においても、有機と名のつく有機JAS農産物と有機の名がつかない綾農産物との差を考えれば、将来を見こして有機というマークはできれば手に入れたいのである。有機農業開発センター向井所長とのヒヤリングで興味深かったのは、「国の意向でJAS法による有機認証制度ができたのなら、条例よりも上格の国の法律に準拠するよう、町として

<sup>(注2)</sup> 認定手数料については、登録認定機関により全国でもまちまちだが、比較的安いといわれている鹿児島有機農業協会の場合は、生産行程認定手数料を含めて5圃場（5筆）で35,000円、愛媛県有機農業研究会でも、同36,000円となっている。

も努力するのは当然である」という言葉であった。条例に基づく町独自の認証に固執することなく、条例の精神は維持しつつも、国の方針には極力合わせていこうという姿勢であった。また将来にわたって自然生態系農業を推進していく立場では、流通、農家の所得安定の面から、有機JASマークの必要性が今後ますます大きくなるともみているようだ。

条例に基づく認証業務が、JAS法による有機認証に重なり合い生かせる部分があるというのは、先の資料13を参照すると、綾町の認定区分で総合認定Aランクの農産物は、登録農地区分A農地、生産管理区分A農産物であるが、その水準の農産物は、JAS法の定義にある有機農産物（化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、播種又は植付け前2年以上《多年生作物にあっては最初の収穫前3年以上》の間、堆肥等による土作りで行った圃場において生産された農産物）の定義に、十分該当するのである。ただ、当然ながら、条例に基づく規定と国の有機JASの規定は同じではないし、栽培管理記録の規定も異なる。事務上の技術的問題として、条例に基づく栽培管理記録と有機JAS規定をクロスさせて有機JAS認証業務を行っている。具体的には、先の資料12の栽培管理記録簿に、蓄積されたデータを確認し記載の追加（作業日報、機械作業日報等）をして、JAS法下での認証に耐えられる有機農産物生産の管理記録簿をつくるのである。言うまでもなく、生産行程管理記録簿は、生産行程管理者たる農家が作成する。農家はこれまでの栽培管理記録簿の記載内容を基に、有機JAS認証で必要な事項を付加しながら有機JAS用の生産行程管理記録簿にするのである。すなわち、JAS法に基づく有機認証業務が、綾町の場合、新しい大きな事務負担の追加にはならなかったといえよう。というより、推進員が集落に入って栽培途中でその都度現地調査を義務付けている綾町の条例に基づく認証の方が、事後的に生産行程管理記録簿を提出するJAS法による認証よりも、厳しい内容となっているともいえるのである。

今後の展望として、綾町の場合、有機JAS認定農家（生産行程管理者）は、かなり増加しそうであり、有機農業開発センターにおいては、有機JAS認定業務が増えそうである。向井所長の話によると、100戸程度を予想ないしは目標にしているとのことである。そのために、綾町内の登録農家の作業日報までも含めた栽培管理記録をデータベース化していく展望を描いている。

認証問題取材しての筆者の感想としては、綾町の場合、町として有機JAS認証業務を行うことについて総合的メリットがあると判断しているようである。そのメリットとは、農家、有機農業開発センター、綾有機農産物販売店の三者の相互メリットである。農家においては生産行程管理者としての責任から、生産管理意識がさらに一層醸成されるという点、センターにおいては、生産管理情報を含めて日頃の農家情報が一層緻密に把握できるという点、販売店においては、有機JASマークが貼付できるという点にある。

最後に、綾町の有機JAS認定料は、他の登録認定機関と比べると破格の安さだと上記したが、忘れてはいけないのは、条例に基づくこれまでの認証では農家には負担がかからなく、行政に守られていたわけである。綾町の有機農家にも責任と負担は以前より増しているのである。

(2) 綾町の有機農産物の流通状況と地産地消への対応

綾町の有機農産物の流通状況については、過去の論文でも紹介されているが<sup>(注1)</sup>、この節ではそれを参考に筆者が確認できた事実と最近の特徴について簡単に述べてみたい。

そもそも、有機農産物の流通は多種多様で単純なルートでは説明できないが、綾町の場合も例外ではない。なぜなら、産直販売が中心といっても同じ販売所に、JAルートのものや直接農家から出品されたものもあるからである。しかし、大きくは農産物の直売所関係のものとJA綾町を仲介とした取引契約・産直共販によるものに分けられ、市場経由のものはほとんどみあたらない<sup>(注2)</sup>。直売所関係で代表的なのは、1989(平成元年)に設立した綾町役場の横にある綾町手づくりほんものセンターと1985(昭和60)年に開設した宮崎市のアンテナショップである。アンテナショップは、JAにより設立されたものであるから、JA出荷のものも当然含まれるが、最近では直接農家が売り込みにくる農産物も相当量あると聞く。

綾町ほんものセンターの年間販売額は、農産物、加工品、特産品の売り場全体で約4億円と、最近伸びはないというもののかかなりの額である。そのうち約55%が農産物であることから年間約2億2千万円の農産物販売額ということになる。ほんものセンターには、販売資格のある登録農家の名前(約380)が記された看板がある。農家は、自分の要望価格で価格設定をし、ほんものセンターに販売額の10%を手数料として支払う<sup>(注3)</sup>。売れ残れば引き取りの委託販売であるため、農家の要望価格とはいえ、値ごろ感のある売れ筋価格で販売されることになる。また、中間マージンがないため、価格は低廉である。筆者も綾町を訪問する度、当センターで買い物するが<sup>(注4)</sup>、午後になるとお目当ての作目が売り切れている場合が多い。有機農業開発センターで、受発注システムを徹底させ、在庫を充実させることも最近検討され始めている。

宮崎市内のアンテナショップは、年間7,000万円から8,000万円の売上有る。また、JAでは1976(昭和51)年から町と共催で、青空市場を週1回開設していたが、現在ではその機能をAコープ店内のコーナーに移し、そこで毎日販売されている。

また、最近の地産地消の動きを受けて、町内への消費拡大の途が模索されている。町内に1校ずつある小中学校の学校給食に、綾町の有機農産物が昨年からは使用されることになった。米は農家の低温倉庫での貯蔵という恩恵を受けて100%綾有機米が使用されている。野菜についてはまだ期的なもの、数量的なもの等の理由で、40~50%の使用に限られている。全国でも盛んになり始めた学校給食への地場有機農産物の使用が、郡単位での共同炊飯から学校単位の自己炊飯に転換した昨年からは、綾町でも取り組まれている。その他にも、社会福祉施設や宿泊施設においても綾町の有機

<sup>(注1)</sup> 前出、横川、福田論文は綾町の有機農産物のJA出荷ルートに詳細な分析を加えているので参照のこと。

<sup>(注2)</sup> 綾町の場合、東京都との流通協定を平成9年に締結したが、有機農産物の性格上、市場流通にはなじまないこともあり、現在休眠状態である。

<sup>(注3)</sup> 農産加工品においては15%、会社関係の品、その他については20%の手数料を取っている。

<sup>(注4)</sup> ほんものセンターの売り場で販売されている農産物には、ほとんど綾町の認証シールは張られていない。農産物をいれたビニール袋に、そのままマジックで価格を記しているものもあれば、住所、名前、Eメールまで入った自分のシールを使用している農家もいる。



資料16 JA綾町の産直販売先（1995年度）

都道府県名	取引先名	比率
福岡県	Gコープ	67%
大阪府	K店	5%
大阪府	H店	7%
東京都	N販連	4%
宮崎県	経済連直販	6%
その他		11%
合計		100.0%

（出所）前出，横川，福田論文のP35から抜粋。

農産物は使用されている。社会福祉施設においては，米100%，野菜100%の利用であり，それらはすべてほんものセンターから購入されている。

綾町の自然生態系農業を支援しているJA綾町を仲介とした流通は，独自の取引契約・産直共販によるものだが，その販売額は約4億円である。その販売先については，資料16で示された横川，福田論文の実態から大きくは変わっていない。取引の性格上，生産者のこだわりと量的な限界を理解できると思われる取引先になっている。福岡グリーンコープとのつながりは，先の年表にあるように，綾豚会が昭和58年から産直を始めたことを契機としている。これをみると，宮崎県外への流通が多いこと，生協グループにかなりの比重があることが読み取れる。

また，綾町の場合，JA出荷の際に，生産者名，生産圃場，簡略化された栽培管理の記録等が記された栽培認証票が付けられている。JAから販売店（例えば生協）へ農産物が流通しても，販売店ではどういった生産管理の下で生産された農産物かがわかる仕組みになっている。有機農産物の産直流通として，情報公開にも耐えられる綾町の取り組みの一例である。

これからの展望については，基本的には地産地消の取り組みを更に拡大しながら，産直流通を中心に生協関係はもとより，要望の多い量販店や外食産業のルートも手がけていきたいとしている。今後も市場流通ではなく，産直流通が中心であろうが，JA綾町を仲介とせず，生産者グループによる野菜や豚肉をセットにした綾ブランド販売を目指す取り組みも見られてきている。ただ，産直契約販売の場合，年間通しての供給が必要で欠品が許されないため，少し多めに作付しなければならない。多めの作付面積を確保しなければならないという農家の負担が結構大きな課題となっている。

#### 4 綾町農畜産物総合価格安定基金制度（総合基金制度）

##### （1）その制度内容と発動状況

有機農業を志す農家にとって，所得の安定は農家経営の継続にとっても，また後継者の育成においても，非常に重要なことであることは言うまでもない。

資料17 総合基金制度の骨組

- 1, <内容> 国の制度, 県単独事業の補完であり, [上乘せ保証] の実現による農家の経営安定を図る。
- 2, <価格保証の方法> 販売期間終了時点で, [平均販売実績価格] と (保証基準価格) との照合を行い, 実績価格が保証基準価格を下回った場合, 基金を発動する。
- 3, <綾町保証基準価格> 品目, 作型, 畜種毎に, 生産諸経費, 販売諸掛りを計算し, 労務費 (自給換算700円) を加算した価格とする。  
 【生産諸経費+販売諸掛り+労務費 (自給換算700円)】
- 4, <基金の造成> 基金の造成は, [農産 (耕種) グループ], [畜産グループ] のグループ別造成を行う。造成された基金は, グループ準備財産とし, 個別持ち分は, 原則として認めない。町の造成分は, グループにとられない [全方位型基金] とし, 臨機応変の対応ができるものとする。
- 5, <造成期間>— 3年間で造成する。3ヵ年ごとに造成額の見直しを行う。～取崩額を次の期間で補填する。
- 6, <基金の徴収, 生産者分> 販売代金振込み時点で差引徴収する。
- 7, <造成額> 国の制度等で保証されている価格 (限界販売価格という) 並に, 綾町独自で設定した [綾町最低基準価格] と [基準販売価格] (保証基準価格) との差額とする。
- 8, <造成比率>

	生産者	J A	町	
農産グループ	30%	20%	50%	
畜産グループ	40%	10%	50%	以下略

(出所) 綾町「綾町農畜産物総合価格安定基金制度」による。

2002年2月17日に鹿児島で開催された「第30回 日本有機農業研究会全国大会」の第3分科会で, 鹿児島県有機農業協会の上入来志良氏 (報告題目「鹿児島県の有機農産物認証の現状と課題」) は, 有機農業の試験・研究機関の必要性や有機農家への所得補償等の, 国あるいは県の支援対策の必要性を主張された。登録認定機関にとっては, 有機農業普及という立場にあれば, その運動に対する自らの責任や負担が大きく, 上記の事柄に対して何がしかの国や県の支援を訴えているのである。兵庫県北部にある市島町では, 最近有機農家に10アール当たり5万円の直接支払制度を導入し始めたが, そのような明確な所得補償をしている自治体は見当たらないし, まだそこまでの市民権はえられていない。

綾町は, 2000 (平成12) 年3月から施行された「綾町農業の安定かつ総合的振興に関する条例」の第1条, 第4条, 第5条で, 農家の所得確保に関する文言を明記している。これから読み取れることは, 第1条で, 農業を町の基幹産業として位置付け, 他産業並みの所得が確保できる産業とし

て育成するための総合的施策を講じること、第4条で、その施策の柱に、農畜産物の販売体制の整備と農畜産物総合価格安定基金制度をあげ、第5条で、町の責務として町は当基金制度に対して資金拠出を行うこと等である。

これまでも、綾町では1985（昭和60）年から町としては画期的な有機農産物栽培価格補償基金制度をつくって、有機農産物の価格補償に対処してきたが、先の条例の精神を生かすものとして、価格補償制度を再編拡充して、1年間の試行期間を経て、2000（平成12）年4月から農畜産物総合価格安定基金制度（これからは総合基金制度と略す）を始めた。従来の価格補償制度は、町が中心となり、価格補償基金（町5/8、JA2/8、生産者1/8）をつくり、生産費（この価格補償制度のときの生産費とは、労賃を除いた第1次生産費をいうので注意が必要）をカバーする一定の価格補償水準を下回る手取しか得られない場合、その差額をこの基金から埋め合わせていた。この基金が発動したのは、1993（平成5）年のブロッコリー、ニンジン、フカネギ、1995（平成7）年のハクサイ、1996（平成8）年のニンジン、1999（平成11）年のパレイショであり、発動の機会はそう多くはなかった。制度発足から平成12年までの約15年間で支出額は、綾町役場企画財政課の資料では、約1940万円である。しかし、綾町では、最近の輸入野菜の増加と景気低迷による農家の手取価格の減少を考慮して、一層の自然生態系農業の推進をはかり、この制度の充実を図ったのである。この制度は、正しく言えば、有機農産物だけを対象としたものではなく、綾町の農産物全般にわたり発動される。また前制度の積立金は、平成12年に約1億5354万円あったが、これを取り崩し清算し、町の持ち分のみを発動額が急増した場合等の緊急時の基金として保管している。

資料17は、総合基金制度の骨組であるが、今回の総合基金制度がこれまでの価格補償基金制度と異なる点は、以下のようになる。

- ①町の基幹作目がほぼすべて、この制度の対象作目に指定されたこと（資料18を参照）である。
- ②前制度では、町とJAの支援で成立していたことと販売データが必要なため、助成対象となる農家がJAへの系統出荷農家に限られていたが、今制度ではJA系統出荷外の組織でも運営委員会で認められれば、助成の対象となる。そのため、施設きゅうりは、市場出荷が多く前制度では助成の対象とはならなかったが、今回の制度では助成の対象となった。ただ、基金造成比率が他の品目とは異なり、生産者の比率が若干高くなっている。
- ③価格保証の方法が抜本的に変更されたことである。基金発動の目安となる綾町保証基準価格の算定には第1次生産費に加えて、労務費が加えられた。労務費時給700円が明確に規定されている。
- ④基金の造成比率に大きな変更を加えた点である。農産グループと畜産グループに大別し、生産者の比率をかなり高め、JAと町の比率を若干落とし、JAは手数料みあいということで、関わりに応じて負担し、町はグループにとらわれない50%の全方位型基金の性格となった。②で触れた施設きゅうり等の系統外出荷の場合は生産者50%、町50%となる。
- ⑤受発注システムの整備により、運営に必要なデータが有機農業開発センターに集められるようになり、JAから有機農業開発センターへ事務運営が移管したことである。

総合基金制度は、簡単に言えば、国、県事業の補完の上乗せ保証である。例えば、露地野菜につ

資料18 制度の対象品目となる作物と畜種

管理区分	分類	品目・畜種	作型，栽培様式等
農産 グループ	施設野菜	きゅうり	ハウス抑制，半促成，促成
	露地野菜	人参	春，秋，トンネル
		ごぼう	露地，マルチ，水田
		大根	トンネル，露地，マルチ
		バレイショ	春，秋
		かんしょ	早掘
		里芋	マルチ
		ブロッコリ	露地
		白ねぎ	露地
		ほうれん草	露地
		チンゲン菜	雨よけ
	小松菜	雨よけ	
	果樹	日向夏	ハウス栽培，一般栽培
		スイートスプリング	露地
		キンカン	ハウス栽培
畜産 グループ	牛	子牛	(繁殖子牛)
		肥育牛	(肥育素牛)
	豚	肉豚	(肉豚枝肉)

(出所) 資料17に同じ。

いては国や県の補償がないため綾町独自の最低基準価格<sup>(注1)</sup>を設定(例えば238円)し、保証基準価格が労務費(時給700円)を含んだ中で算定されている(272円)。平均販売実績価格が250円であったとすれば、保証基準価格に達していないので、その差額分(22円分)を保証することとなる。もし、実績価格が280円であれば、保証基準価格をこえているので基金は発動はされない。また、実績価格が最低基準価格を下回った場合(例えば実績価格230円)は、保証基準価格と最低基準価格の差額(34円分)が保証される。この場合、保証限度額34円分が満額保証されたことになる。また造成額が「国の制度等で保証されている価格(限界販売価格という)並に、綾町独自で設定した〔綾町最低基準価格〕と〔基準販売価格〕(保証基準価格)との差額とする」とあるのは、この意味である。すなわち、造成額の積立目標額は、保証基準価格と綾町最低基準価格(あるいは国や県の下支え価格)との差額に対象見込数量を乗じて決定される。そして、この造成額を前述した造成比率で造成するのである。

<sup>(注1)</sup> 最低基準価格は、「国、県が設定する最低基準価格を用いるか、または綾町独自で設定する」とあるように、例えば施設きゅうりについては、指定野菜価格安定対策事業(国)、肥育牛については、宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金(県)等の保証価格を、最低基準価格として用いる。露地野菜については、国や県の補償制度がないため、販売実績を勘案して、町で最低基準価格を設定している。

資料19 綾町総合基金の積立額と発動額（平成11年11月～12年10月）

区	分	繁殖子牛	肥育素牛	養 豚	施設キュウリ	露地野菜	計
基金積立額	町	5,356,080	2,570,655	6,282,860	14,921,695	5,358,550	34,489,840
	J A	1,071,216	514,131	1,250,050	5,995,939	2,145,068	10,976,404
	生産者	4,284,864	2,027,028	5,021,940	8,945,814	3,213,481	23,493,127
	計	10,712,160	5,111,814	12,554,850	29,863,448	10,717,099	68,959,371
基金発動額	町	1,860,411	1,332,245	2,760,034	6,845,284	3,406,619	16,204,593
	J A	372,087	266,449	552,006	2,738,113	1,362,647	5,291,302
	生産者	1,488,324	1,065,796	2,208,024	4,107,171	2,043,971	10,913,286
	計	3,720,822	2,664,490	5,520,064	13,690,568	6,813,237	32,409,181
基金残高	町	3,495,669	1,238,410	3,522,826	8,076,411	1,951,931	18,285,247
	J A	699,129	247,682	698,044	3,257,826	782,421	5,685,102
	生産者	2,796,540	961,232	2,813,916	4,838,643	1,169,510	12,579,841
	計	6,991,338	2,447,324	7,034,786	16,172,880	3,903,862	36,550,190

（出所）資料17に同じ。

造成基金で注目すべきは、造成期間を3カ年とし、3カ年毎に造成額の見直しを行うとあるように、状況に応じて造成のやり方を柔軟に行おうとしている意図が見られるし、また、不測の事態も考慮されている。さらにここで留意してほしいのは、この制度がこまめな修正を行いながら運営されているので、品目によっては若干変更されている点もある。

それでは、この基金の発動は、どのようになっているのであろうか。資料19をみてみよう。資料19は、1999（平成11）年11月から2000（平成12）年10月までの1年間に発動された品目毎の金額であり、品目毎の積立の状態である。

基金積立額約6896万円のうち、この1年間で約3241万円も発動した。発動額の品目別割合は、繁殖子牛が11.48%、肥育素牛が8.22%、養豚が17.03%、施設キュウリが42.24%、露地野菜が21.02%となり、施設キュウリの割合が高いが、基金発動額の基金積立額との割合では、露地野菜（63.57%）、肥育素牛（52.12%）、施設キュウリ（45.84%）、養豚（43.97%）、繁殖子牛（34.73%）の順となり、露地野菜が最も高くなる。

前述したように、前制度では約15年間で発動額が約1940万円、現制度では1年間で約3241万円と発動額が急増したが、これはやはり保証基準価格に労務費700円を明記したことが大きな要因である。基金造成比率において前制度からすると現制度ではJAの比率を落とし、町と生産者の比率を増大させた。これは農産物価格低迷時に町が生産者の理解を得ながら、懸命に支えているという構図と言えよう。

周知のように、宮崎県は、畜産では口蹄疫、野菜では輸入野菜の急増の直撃を受けた。その打撃が綾町の総合基金制度の基金発動にも大きく関与したと考えられる。野菜においてはセーフガード対策の町版ともいえる措置であるが、この基金発動がなかったならば、綾町の農家はさらに窮地に追い込まれたことは確かであろう。

資料20 綾町の農林業関連予算の推移

年度	金額(千円)	構成比	年度	金額(千円)	構成比
昭和55年度	502,341	25.9%	平成3年度	439,988	11.9%
昭和56年度	578,709	26.6%	平成4年度	474,141	11.1%
昭和57年度	442,206	22.0%	平成5年度	550,464	10.8%
昭和58年度	430,583	19.5%	平成6年度	543,025	10.9%
昭和59年度	542,973	22.6%	平成7年度	1,231,057	23.3%
昭和60年度	420,111	16.8%	平成8年度	999,248	17.6%
昭和61年度	385,057	14.0%	平成9年度	581,658	12.1%
昭和62年度	372,057	14.4%	平成10年度	524,398	11.1%
昭和63年度	373,848	12.2%	平成11年度	1,016,725	17.8%
平成1年度	555,419	14.6%	平成12年度	844,776	17.1%
平成2年度	441,879	11.9%			

(出所) 綾町役場企画財政課より。

資料21 綾町の財政の基本データ

区分 年度	標準財政 規模	経常収支 比率	財政力指数 (8~10)	実質収支 比率	公債費比 率	積立金現在高		地方債 (現在高)
						財調等	特定目的	
昭和59年	1,139,710	72.3%	0.208	12.1%	10.9%			
昭和60年	1,235,564	72.1%	0.212	11.5%	10.9%	152,782	4,057	
昭和61年	1,332,699	73.2%	0.221	10.2%	10.5%	169,182	74,127	
昭和62年	1,389,826	74.5%	0.228	7.9%	11.7%	179,182	333,737	2,874,672
昭和63年	1,504,524	72.0%	0.227	4.0%	11.1%	179,182	433,737	3,182,667
平成1年	1,846,345	63.2%	0.21	5.8%	7.1%	344,319	209,600	3,633,053
平成2年	1,937,645	65.8%	0.196	6.5%	10.8%	427,019	109,600	4,023,665
平成3年	2,030,909	70.5%	0.187	6.9%	12.7%	558,239	149,100	4,266,981
平成4年	2,345,548	69.5%	0.188	2.4%	11.9%	877,472	184,746	4,564,899
平成5年	2,450,801	73.3%	0.187	3.2%	15.3%	759,704	184,746	5,084,475
平成6年	2,442,642	78.6%	0.187	4.4%	15.8%	1,017,841	184,746	5,412,056
平成7年	2,617,206	75.9%	0.187	2.5%	15.6%	516,502	720,184	5,926,984
平成8年	2,641,968	77.8%	0.191	5.0%	15.5%	519,110	756,834	6,632,736
平成9年	2,702,236	79.5%	0.203	7.3%	17.7%	520,649	588,210	6,711,691
平成10年	2,720,879	82.3%	0.214	3.6%	18.2%	522,221	626,078	6,757,001
平成11年	2,734,567	86.9%	0.216	3.2%	20.7%	453,064	709,009	6,965,130
平成12年	2,759,014	87.2%	0.208	4.2%	18.2%	353,423	631,419	6,880,014

(出所) 資料20に同じ。

## (2) 総合基金制度と綾町の財政

資料20は、綾町の農林水産業費とその構成比の推移を示したものである。平成に入って10%強をたもっていたが、平成7、8年度は施設拡充のために増大し、平成11、12年度は総合基金制度等の農家支援額が発生したことも影響してか17%台にまで上昇した。

資料21は、綾町の財政事情を基本的データだけを集めて歴年で示したものである。財政規模からみて、経常収支比率が、平成8年頃から上昇し80%台の後半にあること、公債費比率が最近では20%近い状態になっていること、積立金の取り崩しがこの5年間多くなってきていることなどからみて、綾町の場合でも、財政状況は決していいとはいえない。また、綾町ではこれから年間5千万円ほどの地方交付税の減額があるときく。過疎地域の指定からはずされ、激減緩和措置が平成16年までとれないため、有機農業関連予算に十分な額が回せないことも予想される。

総合基金制度は、従来の有機農産物栽培価格補償基金制度に比較すると、保証対象農産物の拡大、保証度合いの拡充、保証制度の精緻化等、格段に進歩した制度であることは言うまでもない。町として、これだけの保証制度を備えているところはまずないであろう。それだけに、綾町の有機農業を基軸とした町づくりの意気込みが伝わってくる。しかし、綾町においても、このように地方財政難は深刻化しつつある。農業が基幹産業であり、町づくりの基軸であるとしても、農業だけをどこまで特別扱いできるか、具体的には総合基金制度をこれまでのように発動できるかは、今後の経済状況、農業状況によるが、予断を許さない状況にある。

## 5 結びにかえて

以上、綾町の自然生態系農業の推進過程を振り返りながら、これまでの取り組みの財産を将来に生かし、財政難や輸入野菜の急増という逆風下にあっても持続可能な自然生態系農業を目指している綾町の姿を説明してきた。それは、町自身が有機JAS登録認定機関となり、新たな有機JAS認証に取り組む姿であり、財政難であっても有機農家に新たな所得支援を行なおうとする町の姿勢でもあった。しかし、表面上は、従来どおり手厚い町とJA綾町の支援に見えるが、中身は少しずつ変質してきている。綾町の有機農業への取り組みは、条例制定時の精神こそ変わっていないものの、状況に応じて臨機応変の対応をとる、非常に現実的なものである。町としては、逆風下であれ、今後も可能な限り有機農業への支援を約束しているが、そのために有機農家にも少なからず負荷がかけられてきている。

有機認証においては、これまでの条例に基づく認証から、有機JAS認証に比重を移していくであろう。そうすれば、農家は有機認証のために料金が課されるだけでなく、生産行程管理者という責任のある立場にたつのである。また、総合基金制度においても、制度は拡充されたが、造成金額の比率が生産者に多くなったし、発動額が現状どおり続くようであれば、すぐに比率の見直しが遡上に上がるであろう。これまでのような手厚い支援は限られてくる。有機農業開発センターの向井所長は、今は支えの時期とおっしゃるが、有機農家にも責任と自立を求めていき、そうした自立ある有機農家に協力と支援を惜しまないという考えであろう。

最後に、綾町の有機農業への取り組みは、非常に地方分権の意識が強く、町でやれることは町で率先してやっていく姿勢が見られる。本稿でみた有機JAS登録認定機関としての有機認証、総合基金制度の設立は、その最たるものである。さらに、農産物受発注システムの円滑化、栽培管理記録のデータベース化など、農業情報システムの構築についても今後の具体的課題としてあげられている。綾町の有機農業は、条例の精神を底流に、町づくりの視点、地元農家の所得安定の視点が全面に出てくる、地域農業で活路を見出す綾町独自の自然生態系地域農業であるという感を更に強くした。